製品安全データシート

製品名 粘度液 2000

作成日 2011 年 1 月 19 日
改訂日 2012 年 1 月 30 日

1 製品及び会社情報

製品名	粘度液 2000
会社名	京都電子工業株式会社
住所	京都市南区吉祥院新田二の段町 68
担当部門	品質保証部
電話番号	075-691-4121
FAX 番号	075-691-4127
緊急時の電話番号	075-691-4125
整理番号	GHS-0046

2 危険有害性の要約

GHS 分類

健康に対する有害性	急性毒性(粉じんおよびミスト)	区分 4
	皮膚腐食性／刺激性	区分 3
	眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性	区分 2B
	生殖細胞変異原性	区分 2
	標的臓器／全身毒性(単回暴露)	区分 2(肺)
	標的臓器／全身毒性(反復暴露)	区分 1(肺)
	吸引性呼吸器有害性	区分 1

上記で記載がない危険有害性は分類対象外または分類できない。

ラベル要素

絵表示又はシンボル

注意喚起語 危険

危険有害性情報

吸入すると有害
軽度の皮膚刺激
眼刺激
遺伝性疾患のおそれの疑い
肺の障害のおそれ
長期にわたる、または、反復暴露により肺の障害
飲み込んで気道に侵入すると生命に危険のおそれ

注意書き

安全対策	屋外または換気の良い場所でのみ使用すること。
	使用前に取扱説明書を入手すること。すべての安全注意を読み理解するまで取扱わないこと。
	この製品を使用する時に、飲食または喫煙をしないこと。取扱い後はよく手を洗うこと。粉じん／煙／ガス／ミスト／蒸気／スプレーを吸入しないこと。
	この製品を使用する時に、飲食または喫煙をしないこと。
応急措置	吸入した場合：空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。気分が悪い時は、医師に連絡すること。
	皮膚刺激が生じた場合、医師の診断／手当てを受けること。
	眼に入った場合：水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。眼の刺激が続く場合は、医師の診断／手当てを受けること。取り扱った後、手を洗うこと。
	暴露または暴露の懸念がある場合：医師の診断／手当てを受けること。
	気分が悪い時は、医師の診断／手当てを受けること。
	飲み込んだ場合：直ちに医師に連絡すること。無理に吐かせないこと。
保管	施錠して保管すること。
廃棄	法令に従って廃棄すること。

3　組成および成分情報

単一製品・混合物の区分　混合物

化学名（一般名）　粘度計校正用標準液（炭化水素油）

成分名	含有量	化学式（構造式）	官報公示整理番号（化審法・安衛法）	CAS No.
石油系炭化水素	約 90%	特定できない	※1	※2
合成炭化水素	約 10%	特定できない	※1	※2

※1　企業秘密なので公開できない。
※2　企業秘密なので公開できない。

危険有害成分

安衛法・毒劇法・化管法該当有害成分　安衛法　第 57 条の 2　通知対象物質　鉱油（90～100%）

4　応急措置

吸入した場合	空気の新鮮な場所に移し、呼吸のしやすい姿勢で休息させる。体を毛布等で覆い、保温して安静に保ち、直ちに医師の診断を受ける。
皮膚に付着した場合	直ちに汚染された衣類を脱ぎ、皮膚を多量の水と石鹸で洗う。又、水疱、痛み等の症状が出た場合には、必要に応じて医師の診断を受ける。
眼に入った場合	水で数分間注意深く洗い、直ちに医師の診断を受ける。コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外し、洗浄を続ける。

飲み込んだ場合	無理に吐かせないで医師の手当てを受ける。口の中が汚染されている場合には、水で十分に洗うこと。

5　火災時の措置

消火剤	霧状の強化液、泡、粉末又は炭酸ガス消火器。
使ってはならない消化剤	棒状の水を用いてはならない。
火災時の特定危険有害性	発生した蒸気によって燃焼や爆発が起きる可能性がある。
特定の消火の方法	火元への燃焼源を断ち、適切な消火剤を使用する。初期の火災の際には粉末や炭酸ガス消火器を用いる。大規模火災の際には泡消化薬剤を用いて空気を遮断することが有効である。注水は火災を拡大して危険な場合がある。
消火を行う者の保護	消火作業は風上から行い、必ず保護具を着用する。燃焼又は高温により、有毒なガスが生成する可能性があるので呼吸器用保護具を着用する。

6　漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置	除去作業の際には必ず適切な保護具を着用する。漏出した場所の周囲にロープ等を張り、関係者以外の立ち入りを禁止する。
環境に対する注意事項	河川、下水道等に流入しないように注意する。
回収、除去	少量の場合には土砂、ウエス等で吸着させて回収する。大量の場合には土砂等で囲い、流出を止めた後、回収する。海上の場合、オイルフェンスを展開し拡散を防止し、吸着マット等で吸い取る。
封じ込め及び浄化の方法・機材	漏出源を遮断し、漏れを止める。
二次災害の防止法	事故を未然及び拡散防止を図る目的で、速やかに関係機関に通報する。付近の着火源となるものを速やかに取り除き、着火した場合に備えて消火用器具を準備する。こぼれた場所は滑りやすいため注意する。

7　取扱い及び保管上の注意

取扱い

技術的対策	指定数量以上の量を取扱う場合には、法で定められた基準に満足する製造所、貯蔵所、取扱所で行う。熱、火花、裸火、高温のもののような着火源から遠ざけるとともに、みだりに蒸気を発散させない。静電気放電に対する予防策（導電性を有する作業衣や靴等の装着等）を講ずる。
局所排気装置・全体換気	室内で取扱う場合は十分な換気を実施すること。換気装置を取付ける場合は、防爆タイプを用いる。
注意事項	発生した蒸気は空気より重たいので滞留し易いことより、換気及び火気等への注意が必要である。
接触回避	『10. 安定性及び反応性』を参照
安全取扱い注意事項	水分・きょうざつ物の混入に注意する。ハロゲン類、強酸類、アルカリ類、酸化性物質との接触を避ける。

保管

技術的対策	保管場所で使用する電気器具は、防爆構造とし、器具類は接地する。
混触禁止物質	『10. 安定性及び反応性』を参照。

保管条件	
（適切な保管条件）	直射日光を避け、涼しく換気の良い場所に保管する、容器を密閉し、保管場所に施錠する。法で定められた表示をして保管する。
（避けるべき保管条件）	ハロゲン類、強酸類、アルカリ類、酸化性物質との接触及び保管を避ける。
安全な容器包装材料	ガラス等

8　暴露防止及び保護措置

設備対策	ミストが発生する場合は発生源の密閉化、又は排気装置を設ける。
管理濃度	作業環境評価基準(2009)未設定
許容濃度(暴露限界値)	
日本産業衛生学会　2010	3 mg/m3(鉱油ミストとして)
ACGIH　2009	TWA 5 mg/m3(オイルミスト(鉱物油)として)
保護具	
呼吸器の保護具	必要に応じて防毒マスク(有機ガス用)を着用する。
手の保護具	長時間、又は繰り返し接触する場合には耐油性のものを着用する。
眼の保護具	飛沫が飛ぶ場合にはゴーグル型眼鏡を着用する。
皮膚及び身体の保護具	長時間にわたって取扱う場合、又は濡れる場合には耐油性の長袖作業服等を着用する。

9　物理的及び化学的性質

物理的状態	透明の液体
臭い	弱い特有の臭気
pH	データなし
融点・凝固点	データなし
沸点	データなし
引火点	234℃ （C.O.C.）
発火点	データなし
燃焼又は爆発範囲	基油の爆発限界は次のように推定される。上限　7%　　下限　1%
蒸気圧	データなし
蒸気密度(空気=1)	データなし
比重(密度)	0.885g/cm3 （20℃）
溶解性	不溶
オクタノール／水分配係数	データなし
分解温度	データなし
粘度	2000mm2/s （20℃） 1770mPa・s （20℃）

10　安定性及び反応性

安定性	安定
危険有害性反応可能性	強酸化剤と接触すると反応する。
避けるべき条件	混触危険物質との接触

混触危険物質	ハロゲン類、強酸類、アルカリ類、酸化性物質
危険有害な分解生成物（一酸化炭素、二酸化炭素及び水を除く）	データなし

11　有害性情報

急性毒性

経口	ラット（推定値）　LD50 5 g/kg 以上
皮膚腐食性・刺激性	データなし
眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性	眼に入ると炎症を起こすことがある。
呼吸器感作性	ミスト又は蒸気を吸入すると気分が悪くなることがある。
皮膚感作性	皮膚に触れると炎症を起こすことがある。
生殖細胞変異原性	データなし
発がん性	IARC グループ 3 に分類されている。
生殖毒性	データなし
標的臓器／全身毒性（単回暴露）	データなし
標的臓器／全身毒性（反復暴露）	データなし
吸引性呼吸器有害性	データなし

12　環境影響情報

移動性	データなし
残留性・分解性	データなし
生態蓄積性	データなし
生態毒性	データなし

13　廃棄上の注意

内容物や容器は都道府県の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に廃棄を委託する。

14　輸送上の注意

国際規制

国連番号（Class or Div.）	分類基準に該当しない

国内規制

陸上規制情報	消防法の規定に従う。
海上規制情報	非危険物
航空規制情報	非危険物

使用者が構内若しくは構外の輸送若しくは輸送手段に関連して知る必要がある、又は従う必要がある特別の安全対策

運搬に際しては直射日光を避け、容器の漏れのないことを確かめ、落下、転倒、損傷のないように積み込み、荷崩れ防止を確実に行う。
火気厳禁。
第 1 類及び第 6 類の危険物との混載を禁止する。

15　適用法令

毒物及び劇物取締法	該当しない
労働安全衛生法	第 57 条の 2、施行令 18 条の 2 別表第 9 名称等を通知すべき有害物
水質汚濁防止法	施行令第 2 条、排水基準を定める省令第 1 条 （ノルマルヘキサン抽出分として検出される）
海洋汚染防止法	施行令別表第 1 有害液体物質（X 種）
化学物質管理促進法	該当しない
消防法	法第 2 条危険物別表第 4 類引火性液体：第 3 石油類 非水溶性液体：（指定数量）2000L 危険等級Ⅲ
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	産業廃棄物規制（拡散、流出の禁止）
下水道法	施行令第 9 条（ノルマルヘキサン抽出物質含有量 5mg/L）

16　その他の情報

引用文献

製品安全データシート　R3385　粘度計校正用標準液 JS2000（日本グリース株式会社）

記載内容の問い合わせ先

担当部門	品質保証部
電話番号	075-691-4125
FAX 番号	075-691-9536

※　記載された内容は、一般的に入手可能な情報やメーカー所有の知見によるものですが、すべての資料及び文献を調査したものではなく、含有量、物理化学的性質、危険有害性などに関しては、いかなる保証をなすものではありません。従って、ここに記載した製品の取扱い又は保管時における事故に対して責任を保証するものではありません。又、新しい知見によって改定されることがあります。

※　記載された注意事項は通常の取扱いを対象としたものですので、特殊な取扱いの場合には、充分な安全対策を実施の上、ご利用ください。

以上